

○立命館大学校友会未来人財育成奨励金（団体支援）規程

2012年5月16日

規程第988号

（目的）

第1条 立命館大学校友会未来人財育成奨励金（団体支援）（以下「奨励金」という。）は、立命館大学校友会未来人財育成基金の一部を原資とし、社会問題の解決を目指す本学学生の集団での活動を支援し、未来を切り拓く人財を育成することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

（対象となる活動）

第2条 奨励金は、本大学学部または大学院の学生の自主的な正課外活動であり、本大学学部または大学院の学生が主体となったコミュニティで取り組む活動であって、本大学における課外自主活動の高度化および活性化を促進することを目的として定める募集内容に合致する活動を対象とし、1年度間に行うものを対象とする。

（奨励件数）

第3条 奨励の件数は、奨励金の予算の範囲で決定する。

（奨励金額）

第4条 本奨励金の奨励金額は、種別ごとに次の各号のとおりとする。

(1) 新規団体 150,000円、300,000円または500,000円

(2) 継続団体 150,000円

第5条 削除

第6条 削除

（募集）

第7条 募集は、毎年度春学期に行う。

2 学生部長は、前項の募集のほか、必要に応じて奨励金の募集を行うことができる。

（出願）

第8条 奨励を希望する集団は、募集要項に定める期限までに所定の出願書類を学生部長に提出しなければならない。

（出願資格）

第9条 奨励金に出願する集団は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

(1) 学部または研究科（修士課程、博士課程前期課程もしくは一貫制博士課程の1年次もしくは2年次または専門職学位課程）に在学する学生3名以上を構成員に含むこと。

(2) 専任教職員の推薦を受けていること。

2 前項にかかわらず、立命館大学正課外活動活性化・高度化助成金の対象となる集団は出願することができない。

3 第1項にかかわらず、集団に停学の懲戒を受けた学生が含まれる場合は、停学の期間を含む年度は、出願することができない。

(出願制限)

第10条 過去に奨励金を助成された集団は、出願できない。ただし、次の各号のいずれかを満たす場合、出願を妨げない。

(1) 出願の内容となる活動の目的が過去に奨励を受けたときとは異なる場合

(2) 過去に奨励を受けたときの活動の目的および計画をさらに高度化する目標および計画を有する場合

(選考および決定)

第11条 本奨励金の受給団体および給付金額は、選考委員会が選考し、学生生活会議の議を経て学生部長が決定する。

2 奨励対象の選考は、次の各号に定める選考基準を総合的に判断して行う。

(1) 実現したい目標の明確性

(2) 計画の具体性および実現可能性

3 第10条第2号により出願をした集団の選考は、前項の選考基準に次の各号に定める選考基準を加えて行う。

(1) 活動実績

(2) 活動実績から見出された課題を解決するための方策の有無とその実現可能性

4 前項で奨励対象となった集団の奨励金額は、査定により決定する。

(選考委員会)

第11条の2 選考委員会は、次の者で構成し、委員長は学生部長がつとめる。

(1) 学生部長

(2) 学生部副部長から1名

(3) 学生主事、副学部長または副研究科長から6名

(4) 学生部次長

(5) 立命館大学校友会長が推薦する者3名

(査定の対象)

第11条の3 第11条第4項の査定は、活動に要する費用のうち次の各号に掲げるものを対

象として行う。

- (1) 謝礼
- (2) 施設使用料
- (3) 交通費
- (4) 宿泊費
- (5) 備品費
- (6) 保険加入料
- (7) 印刷費
- (8) 運搬費
- (9) 参加費
- (10) その他学生部長が必要と認めた費用

2 前項の費用で集団の構成員個人ごとに算定が可能なものについては、集団の構成員のうち本大学の学生以外の者のための費用は、査定の対象とすることができない。

(通知)

第12条 学生部長は奨励が決定した集団に対し、給付の決定および手続を通知する。

(奨励が決定した集団の義務)

第13条 奨励が決定した集団は、奨励金の給付を受けるために、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 活動報告書を提出すること。
- (2) 本大学または立命館大学校友会から求められた場合は成果発表を行うこと。
- (3) 奨励金の使用状況について経費一覧を提出し、確認を受けること。
- (4) 本大学または立命館大学校友会から求められた場合に、活動の計画、活動内容等について本大学または立命館大学校友会のホームページ等で公表すること。
- (5) 前号の確認の結果、奨励金に残額がある場合は、本大学に戻入れすること。

(奨励方法)

第14条 給付は、奨励が決定した集団に属する学生名義の銀行口座に振り込む方法により行う。

第15条 削除

(併給)

第16条 集団に属する学生が、次の各号に掲げる奨学金または助成金のいずれかを受給している場合であって、出願書類に記載された活動の目的が同一のときは、当該学生が属す

る集団は、奨励金の併給を受けることができない。

- (1) 立命館大学異文化交流助成金
- (2) 立命館大学Challenge奨学金（個人）
- (3) 立命館大学アスリート・クリエイター育成奨学金  
（奨励の取消し）

第17条 学生部長は、奨励が決定した集団が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励を取り消すことがある。

- (1) 構成員の学生が停学または退学の懲戒を受けたとき。
- (2) 第8条および第13条の事項に関し虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。
- (3) 正当な理由なく第13条に定める事項を行わなかったとき。

（返還）

第18条 学生部長は、前条により奨励が取り消された集団に対し、奨励金の返還を求める。

2 前項により奨励金の返還を求められた集団は、返還を求められた日から起算して2週間以内に奨励金を返還しなければならない。

（学生部長の報告義務）

第19条 学生部長は、第17条により奨励を取り消したときは、学生生活会議に報告しなければならない。

（施行細目）

第20条 施行に関わる細目は、学生部長が定める。

（改廃）

第21条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2012年5月16日より施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則（2017年4月19日 規程名称、助成金額、助成期間等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2017年4月19日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2020年12月16日 規程名称、対象となる活動、給付金額、出願資格、受給者義務等の変更および選考委員会の追記に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。